

伝教大師にみる戒と倫理

桑 谷 祐 顕

(叡山学院)

伝教大師最澄自ら小乗戒を棄捨して、単受大乘戒を以て国家公認の菩薩僧を育成し、南都勢力や僧綱支配から自主独立を果たさんとしたその教界制度上の変革の意義については、従来多くの先学によって解明研究が続けられて来た。しかしながら、その大乘戒壇独立に際して、大師を支持し心を同じくした人物達の行動の実際はどのようなもので、その行動の規範は如何なるものであったのかはほとんど関心が払われず、未だ考察の到らざる分野と思われる。

そこで、大師の伝記資料の双璧とされる弟子一乗忠撰『叡山大師伝』一卷（以下『大師伝』とも略す）と、高弟別当大師光定撰『伝述一心戒文』三卷（以下『戒文』とも略す）、この両伝を中心に、特に当代の天皇を始め、時の朝廷に在った高位高官の貴族達の考え方、及びその行動の規範としての倫理観について考察に及びたい。

ただし、本稿では伝教大師の入寂、その後の戒壇建立勅許〔弘仁十三年（八二二）六月十一日〕までの期間を以て、大師宿願の大乘戒壇独立の運動と狹義に捉えることはしない。大師生前中の関係者の行動は無論のこと、大師入寂後、勅許を経て、実際の戒壇院建立〔天長四年（八二七）五月一日。ただし、異説もあり〕並びに関連諸施設完備に至るまでの間を、広義の大乘戒壇独立運動の期間と理解し、本稿の考察範囲と設定したい。

一 「先帝御願の宗」としての行動倫理

ここに伝教大師やその弟子達が言う先帝とは、無論、桓武天皇のことである。草創期の天台宗にとって、先帝桓武天皇は正しく天台宗開宗の大恩人であり、その経緯からしても桓武天皇の発意を汲み、その「御願の宗」と呼ぶに相応しい展開を見せている。又、天台宗側の現存資料を精査してみると、伝教大師自身の記述を筆頭に、本宗を以て「先帝御願」の宗と位置付け、そのように認識する記述が天台草創期の論述に数多く見られる。おそらく、新興天台宗に対する社会的評価が未だ定まらざる時期に、天台宗を規定した言葉として留意しておきたいキーワードである⁽¹⁾。初めに、桓武天皇と「先帝御願の宗」と称される本宗との関係を簡単に整理してみよう。桓武天皇と最澄の接点として記録に現れる初出は

以延暦十六年。天心有感。預内供奉列。以近江正税。充山供費。中使慰問山院無絶。

（伝教大師全集（以下、伝全）五―附六）

とする『叡山大師伝』の記録であろう。延暦十六年（七九七）最澄は内供奉に補任せられ、近江の正税を叡山に賜ったとある。宮中の内道場に奉仕する内供奉という役職上、桓武天皇との面談の機会も一度や二度というものではなかったであろう。禁中の使者が度々叡山を訪れていたとするその記述からは、最澄三十二歳、比叡山入山後十二年を経た意外と早い時期に、桓武天皇と最澄の親密な関係が構築されつつあったことが推知される。

最澄は翌延暦十七年（七九八）十一月、霜月会の始めとされる法華十講を始立する。やがてその論議法要は自集団の教化研鑽活動の域を超え、延暦二十年（八〇二）十一月十四日、南都の十大徳を招請して比叡山上に法華十講の法

筵に及んだ。翌延暦二十一年（八〇二）、和氣弘世と真綱兄弟が主催して、伝教大師を請じて南都十大徳等を聴衆に天台三大部を講演せしめた「高雄講經」をも実現し、世に名声を博すこととなった。まさに桓武天皇はその法会に随喜され、師資の芳志と宣揚の洪基を聴こし召し、同年八月二十九日

昔者給孤須達降能仁於祇陀之苑。求法常啼聞般若於尋香之域。是以和氣朝臣延二六之龍象。設一乘之法筵。演暢天台法華玄義等。所以慧日増光。禪河激流。一乘之玄猷始開於域内。三学之軌範。遂被於人天。像季博灯。古今未聞。随喜法筵。稱歎功德。

（伝全五―附九）

と、口宣を下されたという。桓武天皇は、最澄を請じて講經の功德を敷延せしむる和氣朝臣を須達長者や常啼菩薩の求道に譬えて称賛し、「一乗の玄猷」「三学の軌範」等、最澄教学を捉える上で特徴的な用語を用いて称歎しており、宗教者最澄と心を通わせて行く様子がよく解る。

以後、この高雄講經を契機として

同年九月七日。主上見知天台教迹特超諸宗。南岳後身聖徳垂迹。即便思欲興隆靈山之高迹。建立天台之妙悟詔問和氣祭酒。祭酒告和上。和上與祭酒終日與議弘法之道。

（伝全五―附一二）

とあるように、桓武天皇は天台弘通を発願され、その意向に従って最澄は和氣弘世と協議の上、入唐求法を実現するのである。この記述からは、聖徳太子は南岳慧思禪師の後身として我が日域に迹を垂れ、しかもその慧思禪師は天台宗開祖の智者大師と靈山同聴の宿縁であることが、桓武天皇の天台弘通の大きな要因であり、特に天台宗が諸宗に秀でるとする理由であったことが知られる。

さて、延暦二十三年（八〇四）から一年、還学生としての入唐求法を成功裏に終えた最澄は、翌延暦二十五年（八

○六）正月三日、天台法華宗に年分度者二人を加えんことを上表し、同月二十六日止観業、遮那業の二名の年分度者を賜わり、ここに天台法華宗の開立を見るのである。つまり、これが天台法華宗を「先帝御願の宗」と崇敬する所以である。⁽⁴⁾

ところが、桓武帝はこの後間もなく崩御される。天台法華宗の開宗は見届けたが、後世最澄がその生涯を懸けて奔走する南都僧綱から大乘戒壇独立を見届けることはなかった。『伝述一心戒文』には

不許伝戒者、先帝御願不成就。最澄法師入於唐而受三学旨。彼事不成者不被伝戒。

（伝全一―五八〇）

とあり、光定はこの大乘戒の弘通、延いては大乘戒敷衍後の円の三学の成就こそが、桓武天皇の御願を完遂する真の本宗立宗であると信じて疑わなかったのである。それ故に、『顕戒論』に明らかな如く

円教法泉開心地 円機衆生得見水 一乗出家年年雙 円教三学未具足 二学雖芽未戒学 是以觸鱗請円戒

（伝全一―一九七）

という現状認識の下に、南都僧綱からの戒壇独立とその具体的施策施設としての戒壇院建立という大戒弘通の実現に天台一宗の存亡を賭けるのである。『伝述一心戒文』には、先の『顕戒論』前掲文を引いた後

弟子依先師命。令備戒学。而里山往来。令聞聖朝賢臣。作于戒学。

（伝全一―五六二）

とあって、大師の命によって戒学成就のために比叡山と都との間を往来し、朝廷の諸賢臣に懸命に働きかけた光定の使命とその行動の規範が吐露されている。ここに、天台宗開創期の最澄やその弟子達の行動倫理が、正しく「桓武帝御願」というタームに象徴されていたことを知ることができるのである。

二 「先帝御願の宗」の実践者

さて、では具体的に「先帝御願」「先帝御願の宗」というこの言葉に心を寄せ、自らの行動規範としたのはどういう人物であったのか。

前掲の如く「先帝御願」の言葉を用い撰述を成した伝教大師、光定は言うまでもない。又、「先帝所建天台法華宗」(伝全五―附二九・四三)「天台一宗依 先帝公驗」(伝全五―附四一)と記し『大師伝』を纏めた一乗忠も無論のこと、天台草創期の大師の弟子達は、記録こそないが「先帝御願の宗」を高唱していたに違いない。しかも、大師の教示教導に従順であった高弟であればなおさらであろう。

では、桓武天皇の天台弘通発願に際し、その側近として実務を執った和氣弘世は如何だろうか。『大師伝』から推察される和氣弘世の行動倫理に関しては、天台宗・天台教観に対する信奉という記述は見えず、あくまでも桓武帝御願の忠実な実践者として記述されている。

しかし一方では、最澄を高雄講經に請ずる書には「弟子弘世。稽首和南比叡大忍辱者禅儀」(伝全五―附八)と述べて師弟の礼を表するのみにあらず、桓武帝発願の天台弘通に基づく将来の国家像を協議模索し、国運を懸けて最澄を入唐求法に送るなど、和氣弘世は自身も直向な大師の信奉者であり、桓武天皇御願の強力な推進者であったと理解できる。

又、宗祖没後のことであるが、天長四年(八二七)先師宿願の根本堂である戒壇院、戒壇細殿、七間の講堂と共に集衆の鴻鐘が完成した。その鐘銘は冷然太上天皇、すなわち嵯峨天皇の御書、前丹後守從五位下淨野朝臣宿禰夏嗣

の撰になる。その銘文には

赫赫桓武 命茲澄公 乗杯求法 発彼童蒙 両年分 三昧興隆

（伝全一―五四七）

とあり、撰者淨野夏嗣も桓武天皇が最澄に天台宗を開宗させたと承知しつつ鐘銘を撰述し、嵯峨上皇を始め十三名の物故者を含めた梵鐘建立協力者を挙げている。詳細は後述するが、前掲の鐘銘文よりすると、この十三名も延いては「桓武天皇御願」に通じる外護の檀越と考えるべきかもしれない。しかし、桓武太上天皇尊霊ではなく嵯峨太上天皇を筆頭に銘記することから判断すれば、むしろ比叡山鴻鐘の記述は、先帝御願というより天台宗外護者として記載されているようである。

三 『大師伝』に記す伝教大師の帰依者・外護檀越

天台草創期、伝教大師生前中、直接教えを受けたものは、おそらくみな大師の信奉者と言っても過言ではあるまい。就中、つとに有名なのは、『大師伝』に

乃有信心仏子数十四人。葉芬、円成、慈行、延秀、花宗、真徳、興善、道叡、乗台、興勝、円仁、道紹、無行、仁忠等

（伝全五―附三九）

とある面々で、元初より善友として起居俱に尽くし、あるいは海を渡り山に登って妙法を助け求め、あるいは徳海に浴して心垢を洗い、あるいは入室に列って心眼を開き、すでにして同じく縁を結べる者、生々相待して我が国に大師と再生を誓った高弟十四名である。

一方、在家者では、『大師伝』に門徒、外護の檀越を挙げる一文に

大師平居門徒數百。伝妙義者廿餘人也。興福寺僧義真。大安寺僧圓澄。為之首矣。乃有高位崇名者。①特進藤右僕射冬。②金紫光祿大夫良納言安。③銀青光祿大夫藤納言三。④太中大夫參議國。⑤朝野左丞鹿。⑥菅右京大夫淨。⑦小野太宰大貳岑。⑧朝議大夫藤右丞愛。⑨都文章博士腹。⑩朝請大夫和氣左將真。⑪安野祭酒文。⑫藤州刺史是。⑬朝散大夫淨丹州刺史夏。⑭藤主殿頭成三。⑮滋東宮學士貞。⑯和氣左丞仲。⑰伴尾州刺史氏。⑱藤遠州刺史衛。⑲藤春宮亮常。⑳藤駿州刺史春。㉑治總州別駕建。㉒朝議郎藤主殿助永雄。㉓藤凶書助常永。㉔藤大學助。㉕六音博士門繼。㉖奉議郎都外記廣田安道。㉗右大史副雄等。

（伝全五―附四五―四六、但し、数字は筆者附記）

とあり、大師の門徒數百、妙義を伝える者二十余名、義真、圓澄を上足に、藤原冬嗣、良峰安世等二十七名の高位崇名⁽⁵⁾の外護者を挙げている。

『大師伝』では、これ等を「外護檀越」と呼び、道を開き、宗を弘めたる者、あるいは法味を飡稟して自ら利し他を利す者、あるいは金蘭の知故として法を聞いて文を証したる者、あるいは深結の因縁あつて各妙覺を期す者と規定されている。そして、この諸賢公は宿縁の追うところ遂に会い見えた者であるから、山中の同法は今世後世に深心を結ぶべし、浅志を抱くこと勿れと最澄に言わしめる。すなわち、これ等の人は、結局、宿縁に従つて最澄に従い聞法し天台宗同朋となりし者達で、最澄の信奉者と認むべき在家者達である。

さらに、その「外護檀越」には見えないが、天台宗に傾倒した真の帰依者としての実例がある。高雄講經に結縁した内記山邊全成公である。同伝には

有内記山邊全成公者。同結弘法之志。俱崇天台之教。即伝燈之言。及於春宮。即宿願所催法水易受矣。

（伝全五一附一四）

とあり、高雄講經にて最澄の三大部講説を聞き、天台教法を尊んで弘法の志を結び、その盛会ぶりを春宮（桓武天皇の皇長子、後の平城天皇）に奏上した。結果、春宮は高雄の法会を随喜するのみならず、最澄入唐時の料費を施与し、さらには自身発願の大乗經典書写本を天台山と比叡山の両経蔵に納入したという。一乗忠は「外護檀越」に数えないが、正に、内記山邊全成公、春宮共に熱心な天台帰依者であったと認められよう。

ところで、前掲「外護檀越」には、⑩朝請大夫和氣左将真（和氣真綱）⑪和氣左丞仲（和氣仲世）の名は見えるが、桓武帝の右腕、側近中の側近、和氣弘世の名前がない。なぜだろうか。『大師伝』の高雄講經の一段では

和氣朝臣弘世並真綱等。生自積善伝燈為懷宿縁所追奉侍大師。靈山之妙法。聞於南岳。総持之妙悟。關於天台。

慨一乗之擁滯悲三諦之未顯。

（伝全五一附八）

として、南岳、天台、最澄と繋がる天台教学の継承者として、弘世・真綱共に大師信奉者であるのに対し、なぜ『大師伝』「外護檀越」の一段では弘世の名前がないのか。兄弘世と弟真綱・仲世とはどこが違うのか。

おそらくは、撰者一乗忠自身、弘世と真綱・仲世兄弟の扱いを違えていたからに相違ない。真綱・仲世兄弟は大師の外護者ではあっても、兄弘世は桓武天皇直々の側近にして、桓武天皇名代としての天台宗開宗の実務者であり、「先帝御願」の立役者なのである。『大師伝』撰者の直弟子一乗忠にとって、「先帝御願」という無比明確な判断基準が存在し、なおかつ、発願者である桓武、弘世、最澄と支援者とが区別されていると考えると説明がつくだろう。

四 戒壇建立の外護者の行動規範

大乘戒壇建立は、大師入寂七日後の弘仁十三年（八二二）六月十一日に勅許された。時に、その実現に当っては、『戒文』（伝全一―六四二）に四賢臣とも四大朝臣とも称される右大臣藤原冬嗣、中納言良峰安世、権中納言藤原三守、右中弁大伴国道の四名の高位高官の外護者の奏上があったと伝えている。（『大師伝』伝全五―附四一―四二）結果、翌弘仁十四年四月十四日、義真が初めて比叡山上にて菩薩大戒を受者十四名に授けたのである。

しかし、この時は大戒伝授のための堂舎がなく、根本中堂に執行したとあり、実際の戒壇院並びに関連堂宇の建立は、淳和天皇御代天長四年（八二七）（異説あり）とされる。桓武帝崩御から二十一年、伝教大師入寂より五年にして、漸く先帝の御願、先師の本願が名実ともに比叡山上に完備したといえる。

その功勞の仔細は『戒文』「造戒壇講堂料九万束下近江国文」（伝全一―五八八―五九〇）にあるが、四賢臣の一人、桓武天皇の皇子にして臣籍に下った良峰安世の宗祖への絶対的帰依と熱心な信仰心に依る所が大きい。

そもそも良峰安世は「吾心存叡嶺。欲托生仏家」「拳登叡嶺。礼大師影」（伝全一―五八八）とあるように、比類無き大師信奉者であり、来世に仏家托生を願う程の信心家であった。「今此受戒。無壇無堂。雖受大乘戒。而恭敬不厚。所以建立壇堂者。賢納言大恩之力」（伝全一―五八九）として、壇なく堂なく恭敬心沸かざる叡山上での大戒伝授を憂い、淳和天皇にこれを達し、造立の料稻九万束を調達した大恩人であることが知られる。

さらに、その堂舎の建立計画に際しては、俗別当たる大伴国道、座主にして戒壇院別当たる義真、戒壇院知事光定の三人が戒壇宣旨（天長三年（八二六）七月六日）を受けて協議したようである。その協議の様子は『戒文』（伝全一

一五八九～五九〇）に詳しいが、結局は天長四年（八二七）五月、五間の戒壇堂、戒和上在宿のための細殿、勅使来宿のための五間松皮葺屋と勅使従者来宿のための七間板屋を合した七間の講堂等が完成した。

この二堂細殿等は良峰安世の積善徳行、淳和太皇裁可許諾の大功德力、俗別当大伴国道の善行功德により造立されたと言っても過言ではない。その大乘戒壇設立に及んだ彼等の行動規範は「不志先師命。作宗仏事。生功德故。成於仏故。利有情故」（伝全一―五九〇）であったことが知られる。

特に、良峰安世と光定がこの件について交わした会話に「東大寺戒壇雖小乗壇。而嚴清無比。登壇受戒師等恭敬如仏」（伝全一―五八八）とあるには留意すべきであろう。すなわち、父桓武大帝御願の仔細を了知し、兄嵯峨太上天皇の戒壇勅許を目の当たりにし、それに至る南都僧綱との交渉次第を全て承知している実質の後援者淳和天皇、並びにその間、全ての天皇の側近として在った良峰安世との共通認識が、既存の南都戒壇が小乗壇で、今発願協力を進めている比叡山戒壇が大乘壇であるというその認識である。伝教大師が宿願とした大乘戒壇独立の思想が、当時の朝廷内の帝臣に行き渡り、確実にその理解者、協力者を獲得しつつあった事実と、その行動規範が先帝御願、先師本願であったことを知らしめている。

一方、さらにそれを如実に物語る事象がある。意外と見落されがちであるが、この大乘戒壇関連施設の造立に際し「一宗伝法固鏤大鐘腹。遠伝塵劫後」（四条式）からの引用文。伝全一―五四五）として、すでに「四条式」に発願明記されていた比叡山鴻鐘の建設も同時に進められたことである。ただし、この事業が前者の戒壇堂等の造営と異なるのは、数名の篤信者による造営ではなく、多くの理解者、外護者の協力によって実現していることである。『戒文』では「戒壇之堂。戒壇細殿。七間講堂。集衆鴻鐘。同心作之」（伝全一―五九〇）とあり、その鐘が「集衆鴻鐘」と特

記されていることに留意すべきであろう。そして『戒文』では、その功德は戒壇建立と同じで、先師の命を汲んだ一乗戒の功德と認識されている。

ここにその篤信者を示せば、まず鐘銘文を御書された冷然太上天皇（嵯峨上皇）、戒壇堂等の造営料を裁可許諾した淳和太上天皇、現尊承和（仁明）天皇を始めとし、以降、生存者、物故者の別なく列挙するという特徴を見せる。次いで朝廷内の高位高官の者を順次挙げれば、故藤原冬嗣、故良峰安世、別当藤原三守、藤原良房、和氣真綱、故大伴国道、故藤原三成、故藤原是雄、故和氣弘世、並びに鴻鐘銘の撰者である故淨野夏嗣、以上十三名の外護者を挙げ、天台宗に交接し後際に利益を送らんとした積善者として⁽⁶⁾いる。

実に、『大師伝』撰者一乗忠の捉えた前記の「外護檀越」に比すとほぼ半分の数ではあるが、戒壇建立の当事者光定自身が残した鐘銘文のそれは、天台草創期に於ける最も親密な宗祖の理解者、天台宗外護者を一目瞭然に浮き立たせる明確な資料と評価できよう。つまり、ここに列記された協力者こそは、先師の名代として朝廷と比叡山を往復して直接交渉に及び、その実現に生涯を捧げた光定自身が捉えた、先帝御願、先師本願を支援し続けた真の意味での「外護檀越」と理解すべきなのであろう。

五 嵯峨天皇は先帝御願の実践者か

さて、最後に問題となるのは、嵯峨天皇は先帝御願の実践者であったのかどうかという問題であろう。『戒文』（伝全一六〇三）には、弘仁六年（八一五）三月十七日の桓武天皇国忌日、殿上にて玄番頭真苑宿禰雑物と光定が天台と法相について論争した時、嵯峨天皇は法相宗に、右大弁良峰安世は天台宗に助勢したとあり、この記述からすると

嵯峨天皇は天台の理解者ではないように見える。しかし、御在所での天台法相両宗の相諍はその後二十余年も続いたとあり、少なくとも嵯峨帝は在位中、たえずその相諍を聴聞されたと理解できる。

ところが、それから七年を経た弘仁十三年（八二二）六月十一日、正に最澄入寂の七日後、あれほど強硬な抵抗を見せていた南都僧綱の主張を退け、嵯峨天皇は比叡山に大乘戒壇建立を勅許せられるという大英断を下された。振り返ってみると、弘仁九年（八一八）九月、大師は自ら誓願して小乗戒を棄捨して以来、「山家学生式」を制し大乘戒壇建立の上表を奏進するなど、度々上表文を製した。例えば、大師の「四条式」上表に対して、嵯峨天皇は僧綱に可否を諮問し、僧綱から返奏された抗表は、光定を通じて最澄に下賜されている。その結果、僧綱等の所論を詳細に知ることを得て、大師は『顯戒論』三巻を執筆、上進したのである。

注目すべきは、その「四条式」と共に奉進された「請立大乘戒表」の文面である。そこには

沙門最澄言。……法華宗年分両箇得度者。登天 桓武聖皇帝帰法華宗。新所開建者也。伏惟 弘仁元聖文武皇帝陛下。徳合乾坤明竝日月。文藻絶古銀鈞新今。萬国歆心両蕃帰化。定治制禮今正是時。 （伝全五―附三三）

とあって、最澄は宗教政策上の天台開宗外護も然ることながら、東夷北蕃をも巻き込んで治国利民を図った桓武先帝の政治施策をも「先帝御願」として、正に今継承するべき時なりと進言していることに留意すべきであろう。

思うに、弘仁六年の相諍以後、少なくとも弘仁十三年の宗祖入寂時に至るまでに、嵯峨帝は天台宗並びに最澄の、ある意味外護者たり得たことは事実であろう。おそらく、その転機は「四条式」と共に奉進された、この弘仁十三年（八一九）三月十五日の「請立大乘戒表」ではなかったろうか。

さらに、嵯峨天皇と宗祖との関係で世に知られるところに、宗祖遷化に際し、嵯峨天皇が「哭澄上人」の詩を賦し

て大師の遷化を哭し給ったことは夙に有名である。⁽⁷⁾

これらは、偏に最澄の名代として朝廷に馳せ参じ大成成就に東奔西走した光定の功績に負う所が大きい。しかも、光定は嵯峨天皇に対し、特別な想いを抱いていたのは事実であろう。「大皇勅許。敝筆書微僧戒牒。而恩勅賜之。不朽之寶」(伝全一―五七六)とあるように、光定は嵯峨天皇御書の戒牒を拝受する縁に恵まれ、嵯峨帝の雄筆を奇妙希世靈珍と崇めている。

以上のように、光定と嵯峨天皇の関係を諸般に考察できる資料として『戒文』は特に有効であるが、結局のところは

是延暦寺弘仁 皇帝。為成 桓武天皇御願。所建立矣。

(伝全一―六四二)

とあるように、弘仁十四年(八二三)二月二十六日、光定は嵯峨天皇より延暦寺の号を賜与されたことを挙げて桓武天皇御願の宗^二先帝治世の年号を冠し、今帝が先帝御願を敬篤、追認した事項と理解し、嵯峨天皇を桓武帝の遺志を継ぐ功績者と認めているようで、これをトータルな意味での光定の嵯峨天皇観と理解して良いように思う。

このように見てくると、間違いなく最澄自身は政治的にも宗教的にも、嵯峨天皇に桓武先帝の継承者としてあるべき姿を期待し、当の嵯峨帝自身も、少なくとも宗祖遷化の前後に至っては、桓武帝施策の継承を相意識していたものと推察される。その結果として、先帝御願の天台宗の本願、最澄宿願の大戒独立を勅許したと考えるべきなのであろう。

一方、高弟光定は、個人的信奉もあるとはいえ、最終的には『戒文』の記述を見る限り、嵯峨帝を先帝御願、先帝宿願の実践者と認識しているようである。そこには、光定自身、嵯峨帝を桓武先帝の継承者たらんと期した最澄の真

意を解し、宗祖に代わってその本意を実現化ならしめ、それを最後まで見届けた人物としての自負もあったのであろう。

しかしながら、叡山在住の宗祖の弟子達の理解はそうではなかったようである。一乗忠の『大師伝』を見る限り、嵯峨帝は天台宗に恩義ある外護者としての認識は認められるものの、先師御願の実践者、桓武先帝の継承者としての姿は映し出されていない。

このように、「先帝御願」推進者か、天台宗外護者か、伝教大師信奉者か、という行動規範の線引きは難しいが、何れにしても「先帝御願」という文言は、当時の伝教大師の弟子達や朝廷、並びに関係貴族の後々までの行動規範となったことは間違いないといえるだろう。

註

- (1) 「先帝御願天台年分」(『山家学生式』「六條式」伝教大師全集(以下、伝全) 一一二)「先帝御願天台一宗」(『請菩薩出家表』伝全一一二)の他、「先帝御願」の語は『顯戒論』(伝全一一五一)、『戒文』(伝全一一五三九、五五九、五八〇、六〇八)、『伝教大師消息』(伝全五一四四七)、『慈覚大師伝』(三千院本・續天台宗全書・史伝二一五三、五四)等
- (2) 最澄は、後に比叡山の学生のための規則「山家学生式」を作り、十二年の籠山修行を制度化するが、最澄自ら山修学にその年月を費やし、その規範を示していることに留意しなければならない。
- (3) 法華一乗は天台の常説であるが、特に最澄は『顯戒論』等に於いて、天台教観の具体的実現の方法として円の三字を強調する。
- (4) 伝教大師は、後に『山家学生式』の最初「六条式」(伝全一一二一一三)にて、十二年の山修山岳得業の学生のうち国師・国用たるものは、地方に伝法師・国講師として任ぜられよ。そして安居の施料は当国の官舎に収納され、池溝

荒田の修理や橋船の营造、治水灌漑整備等の治国利民の費用に充当されよ。そして国講師は講經にて安心ならしめ、慈悲門に依って有情を導き、仏法恒久ならしめ国家安寧ならしめんという。大師の志す大戒成就と天台弘通は、法華一乗の弘通と国民平等を普遍ならしめんとするもので、一方、それを容認する国家の意図は、正しく天皇を中心とした中央集権的律令国家制度の再建と呼ぶべきもので、それこそが桓武帝御願の中身ではなかったのだろうか。

(5) 現行『伝教大師全集』所収『叡山大師伝』では、⑬朝散大夫淨丹州刺史夏を「朝散大夫淨」と「丹州刺史夏」の二人と判じ、『天台霞標』の撰者羅漢慈本も前者を藤原淨本、後者を藤原夏州に充て、都合、外護檀越に二十八名を数えている。(大日仏二二六・一四一・下―一四三・上) 紙面の関係上、結論だけ述べるが、佐伯有清著『伝教大師伝の研究』(五六六―五六七頁)に示される一人説の説明は明解である。本稿でも、天長四年延暦寺鴻鐘銘を撰した前丹後守淨野朝臣宿禰夏嗣と理解して論を進める。

(6) 前掲『大師伝』では、撰者一乗忠は和氣弘世をあえて「外護檀越」に加えず、先帝の右腕、御願の実践者と特別視したことは前述の如し。『戒文』では、鐘銘文の筆頭を嵯峨上皇とするように、「外護檀越」をより厳選して列挙している。おそらくは、この鐘銘文に記す外護檀越の人選には、その道に明るい光定その人が携わったはずである。

(7) 『戒文』には「同(弘仁十三)年十一月。大皇帝贈哭澄上人六韻御書之詩書於奇紙。施與先師影前。後代靈珍後学永寶。」(伝全一―五七四―五七五)とあり、光定はこれを梁武帝が達磨大師を哭し、唐臣虞世南が法琳大師を悼んだことに相似すると称賛している。

